

公益社団法人東京社会福祉士会
非常勤役員の報酬等及び費用に関する規則

規則第7号

平成24年9月30日制定

(総則)

第1条 この規則は、公益社団法人東京社会福祉士会（以下「本会」という。）の定款第26条の規定に基づき、非常勤役員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性及び透明性を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 非常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本会において週2日以内勤務する者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊料含む。）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 非常勤役員には、下記の職務に対し、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 行政や他法人との調整に関すること。
- (2) 職員人事に関すること。
- (3) 他団体との会合等に関すること。
- (4) その他理事会が必要と認める職務に関すること。

2 非常勤役員の報酬は、年2回の後払いとする。

(報酬等の額)

第4条 非常勤役員の職務執行の報酬額については、別表第1 非常勤役員の報酬額に定める額又は理事会が別に定める支給基準等に定めるところとする。

(報酬の支給時期)

第5条 報酬は、毎事業年度の半期分を、当該半期経過後、遅滞なく支払うものとする。

(費用)

第6条 本会は、非常勤役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用についてはこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。非常勤役員に支払う費用に関しては、別表第2 非常勤役員職務費用支払い額又は理事会が別に定める支給基準等に定めるところとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(公表)

第8条 本会は、この規則をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基

準として公表するものとする。

附 則

この規則は、公益社団法人東京都社会福祉士会の設立の登記の日から施行する。

この規則は、平成27年6月27日から施行する。

この規則は、令和5年6月24日から施行する。

別表第1 非常勤役員の報酬額

1 年間の報酬限度額

(1) 理事 1人当たり 30万円

(2) 監事 1人当たり 15万円

2 第3条第1項各号に規定する職務

1回当たりの報酬額 2千円

別表第2 非常勤役員の職務費用支払い額

1 理事会への出席交通費 実費

2 第3条第1項各号に規定する職務に関する交通費 実費